



国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所

# TOPICS

## 遠賀川河川事務所の最新情報を配信

令和3年5月20日

### 令和3年度

### 彦山川中流域河川愛護等啓発委託の公募について

～環境、河川愛護、河川の安全利用、防災に関する啓発活動等～

遠賀川河川事務所が管理する遠賀川水系彦山川直轄区間(6/990～34/800)、遠賀川水系中元寺川直轄区間(0/000～9/000)、及び遠賀川水系金辺川直轄区間(0/000～4/000)における河川環境学習、河川愛護、河川の安全利用、防災等に関する啓発活動の委託に関し、実施団体を定めることを目的として、一定の参加資格を有する団体を公募し、契約締結することとしました。

応募の期限は令和3年6月4日(金)です。技術資料等説明書の交付は、遠賀川河川事務所 河川環境課でいたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等をお待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1

TEL:0949-22-1830

FAX:0949-22-2859

メールアドレス: qsr-onga@mlit.go.jp

### このトピックスに関する問合せ先

遠賀川河川事務所 河川環境課

クムラ ・ コバヤシ

玖村 ・ 小林

電話番号:0949-22-1830(代)

# 公 告

## (遠賀川河川事務所管内における令和3年度 彦山川中流域河川愛護等啓発委託について)

次のとおり公告します。

令和3年 5月20日

国土交通省九州地方整備局  
遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子

### 1. 公告の概要等

#### (1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、遠賀川河川事務所が管理する遠賀川水系彦山川直轄区間(6/990～34/800)・遠賀川水系中元寺川直轄区間(彦山川合流点～9/000)及び遠賀川水系金辺川直轄区間(彦山川合流点～4/000)における河川環境学習、河川愛護、河川の安全利用、防災等に関する啓発活動の委託に関し、実施団体を定めることを目的とする。

#### (2) 委託区間

本委託区間は、遠賀川水系彦山川直轄区間(6/990～34/800)・遠賀川水系中元寺川直轄区間(彦山川合流点～9/000)及び遠賀川水系金辺川直轄区間(彦山川合流点～4/000)であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

#### (3) 委託期間 令和3年6月18日(予定) ～ 令和4年3月25日

#### (4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料(別紙)をもって審査し選定する。

その後、遠賀川河川事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

#### (5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

### 2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。
- (2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであり、以下の条項を満たす者であること。
  - ・当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

### 3. 本委託契約に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号(電話 0949-22-1830)  
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所  
担当 : 河川環境課長 玖村 徳則(内線361)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 : 令和3年5月20日(木)から令和3年6月4日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所 : 〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号  
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 3階 河川環境課内
- ③ 交付方法 : 手渡しにより交付する。

(3) 委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 : 令和3年5月21日(金)から令和3年6月4日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所 : 上記3.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法 : 持参又は郵送等 (郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。) により提出する。

#### 4 その他

- (1) 技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。